

令和5年6月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
1	報告第1号	継続費繰越しの報告について 〔一般会計〕 (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・大竹駅周辺整備事業 634,814,676円 ・大竹駅東西広場整備事業 185,000,000円 ・大竹小学校プール建設事業 56,950,000円	副市長
2	報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について 〔一般会計〕 (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・養護老人ホームゆうあいの里改修事業 4,500,000円 ・市立保育所等整備事業 23,210,000円 ・新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業 51,998,790円 ・原油価格等高騰対策支援事業 102,062,000円 ・橋りょう長寿命化事業（補修調査設計） 11,000,000円 ・橋りょう長寿命化事業（補修工事） 65,565,000円 ・白石元町1号線道路改良事業 1,000,000円 ・白石5号線歩道改良事業 2,000,000円 ・県営事業負担金（道路） 11,462,000円 ・一般河川（水路）浚渫事業 42,800,000円 ・県営事業負担金（砂防） 2,000,000円 ・県営事業負担金（港湾） 80,500,000円 ・小方地区のまちづくり事業 10,000,000円 ・大竹駅周辺無電柱化事業 90,000,000円 ・大竹駅周辺整備事業 58,493,887円 ・大竹駅伝競走大会運営事業 1,265,432円 ・小栗林水路災害復旧事業 3,500,000円 ・道路災害復旧事業 39,500,000円 ・河川災害復旧事業 33,300,000円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	報告第3号	事故繰越しの報告について 〔一般会計〕 (総務部企画財政課)	○事故繰越しに係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・ 県営事業負担金（港湾） 8, 4 0 3, 0 0 4 円	副市長
4	報告第4号	継続費繰越しの報告について 〔公共下水道事業会計〕 (上下水道局業務課)	○建設改良費の継続費繰越額 〔公共下水道事業会計〕 ・ 小方排水区雨水函渠整備工事 1 5 7, 7 3 8, 0 0 0 円 ・ 大竹下水処理場2系散気装置等改築更新工事 4 8, 0 0 0, 0 0 0 円 ・ 大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務 7 3, 0 0 0, 0 0 0 円 ・ 小方ポンプ場汚水沈砂機械電気設備改築更新工事 3 6, 2 3 4, 0 0 0 円 ・ 小方ポンプ場雨水ポンプ（No.1）機械電気設備改築更新工事 1 9 2, 4 9 6, 0 0 0 円	上下水道局 長
5	報告第5号	予算繰越しの報告について 〔水道事業会計、工業用水道事業会計 及び公共下水道事業会計〕 (上下水道局業務課)	○建設改良費の翌年度繰越額 〔水道事業会計〕 ・ 新町一・二丁目地内配水管改良事業 2 2, 8 6 0, 0 0 0 円 ・ 上下水道局前駐車場整備事業 1, 2 8 0, 0 0 0 円 〔工業用水道事業会計〕 ・ 防鹿隧道配水池更生工事 4 4, 0 0 0, 0 0 0 円 〔公共下水道事業会計〕 ・ 新町一丁目地内管渠改築更新設計業務 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円 ・ 白石合流幹線改築更新工事 9 0, 0 0 0, 0 0 0 円	上下水道局 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
6	報告第6号	大竹市土地開発公社の経営状況について (建設部監理課)	○土地の取得及び処分 ・令和4年度はなし。 ○収益的収入及び支出 ・収 入 9, 9 4 1, 6 6 6 円 ・支 出 7, 3 4 2, 7 1 8 円 ・当期純利益 2, 5 9 8, 9 4 8 円	副 市 長
7	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 〔職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例〕 (総務部総務課)	1 専決処分した事件 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 2 専決処分した理由 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更となった。これに伴い、同日付けで人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたため、これに準じて職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 人事院規則において、防疫等作業手当の特例についての規定が削除されたことに準じ、職員の特殊勤務手当に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に関する措置に係る防疫等作業に従事した者に支給する特殊勤務手当の特例の規定を削除するもの。 (2) 施行期日 令和5年5月8日 4 専決処分年月日 令和5年5月8日	総務部長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
8	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市税条例及び大竹市都市計画税 条例の一部を改正する条例〕 (市民生活部市民税務課)	1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正 2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 【第1条関係】 (1) 市民税関係の改正 ア 附則第6条第1項関係 「肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額を免除する」規定の適用期限を令和9年度まで3年延長 イ 附則第15条の2第1項及び第2項関係 「優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例」の規定の適用期限を令和8年度まで3年延長 (2) 固定資産税関係の改正 ア 附則第8条関係 先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準の特例について現行制度が令和5年3月31日で終了したことにより削除 イ 附則第8条の2関係 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たし、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和6年度までに行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額を国の参酌基準どおり税額を3分の1軽減する規定を新設 (3) 軽自動車税関係の改正 ア 附則第13条の2及び第13条の6関係 特定期間に取得した3輪以上の軽自動車の環境性能に応じた環境性能割の臨時的軽減措置を削除	市民生活 部 長

			イ 附則第 1 4 条関係 環境への負荷の低減が顕著な車における種別割の軽減措置について、取得対象期間を 3 年延長、また営業用乗用車について、環境基準に応じ、取得対象期間をそれぞれ延長 (4) 様式の新設 地方税務手続きのデジタル化に向け、地方税の納付書について地方税統一 Q R コードを用いた仕組みを導入 (5) その他 関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理 【第 2 条関係】 (6) 都市計画税条例関係 関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理 【共通事項】 (7) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日 4 専決処分年月日 令和 5 年 3 月 3 1 日	
--	--	--	---	--

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
9	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市離島振興対策実施地域における 固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例〕 (市民生活部市民税務課)	1 専決処分した事件 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正 2 専決処分した理由 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 第2条中の固定資産税の課税免除について設備投資の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長。 (2) 施行期日 令和5年4月1日 (3) 経過措置 ア 広島県の離島振興計画が4月1日以降の策定となるため、それまでの間は、租税特別措置法施行令第6条の3第15項第3号及び第28条の9第16項第3号に規定する市長が策定した産業投資促進計画に係る地区については、改正後の離島振興法第4条第1項の規定により定める離島振興計画に記載されている同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する地域とみなす。 イ アに規定する期間内及び区域内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設したときは、当該特別償却設備を同条に規定する特別償却設備とみなし、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課すべき固定資産税は、改正後の第2条の規定を適用する。 4 専決処分年月日 令和5年3月31日	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
10	認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和5年度大竹市一般会計補正予算 (第1号)] (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和5年度大竹市一般会計補正予算(第1号) 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和5年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 135,970千円 ○予算総額 16,040,152千円 (歳入) ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金 23,450千円 ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金 2,272千円 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 110,248千円 (歳出) ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業 110,248千円 ・子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 25,722千円 4 専決処分年月日 令和5年5月8日	副市長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
11	認 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）〕 （総務部企画財政課）	1 専決処分した事件 令和5年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号） 2 専決処分した理由 大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和5年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 650,377千円 ○予算総額 938,781千円 (歳入) ・土地売払収入 650,377千円 (歳出) ・前年度繰上充用金 650,377千円 4 一時借入金の補正 ○追加額 650,000千円 ○最高額 938,000千円 5 専決処分年月日 令和5年5月24日	副 市 長
12	議案第39号	大竹市大竹市農業委員会委員の任命の同意について （総務部総務課）	大竹市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるので、引き続き 橋村 實男 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
13	議案第40号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について （総務部総務課）	大竹市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるので、引き続き 正木 静夫 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
14	議案第 41 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き 丸小 ^{まるこ} 操 ^{みさお} 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
15	議案第 42 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き 東田 ^{ひがしだ} 保夫 ^{やすお} 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
16	議案第 43 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに 平尾 ^{ひらお} 泰子 ^{やすこ} 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
17	議案第 44 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、引き続き 石井 ^{いしい} 昌嗣 ^{しょうし} 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
18	議案第 45 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに 中村 ^{なかむら} 昭彦 ^{あきひこ} 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
19	議案第 46 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに 齋藤 忠昭 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
20	議案第 47 号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について (総務部総務課)	大竹市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、新たに 佐多 亜也子 氏を大竹市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
21	議案第 48 号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について (総務部総務課)	大竹市固定資産評価審査委員会委員 曾田 収 氏が令和 5 年 9 月 1 4 日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を大竹市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長
22	議案第 49 号	大竹市固定資産評価員の選任の同意について (総務部総務課)	4 月 1 日付けの人事異動に伴い、新しく市民税務課長となった 吉村 隆宏 氏を大竹市固定資産評価員に選任することについて、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの。	市 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
23	議案第 50 号	大竹市印鑑条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が令和 5 年 5 月 1 1 日に施行され、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載が可能となることに伴い、用語の整理及びスマートフォン等を利用する場合の印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1)「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、スマートフォン用の利用者証明用電子証明書として「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」を規定 (2)スマートフォンを利用する場合の印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加 3 施行期日等 (1)施行期日 規則で定める日。ただし、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める規定については、公布の日から施行	市民生活 部 長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
24	議案第 51 号	大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について (市民生活部市民税務課)	1 改正の理由 地方税法等の一部改正に伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 大竹市税条例関係 令和 4 年に公布された改正道路交通法において現行の原動機付自転車から一定の要件を満たす電動キックボード等を対象とする特定小型原動機付自転車区分が令和 5 年 7 月 1 日に施行されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率のうち 3 輪以上の原動機付自転車の除外規定の中に特定小型原動機付自転車を追加 (2) 大竹市都市計画税条例関係 バス事業者が一定の要件を満たし、路線の維持に取組みつつ電動バスを導入する場合、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の令和 5 年度改正の施行日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に最初の当該道路運送高度化事業の用に供されてから 5 年度間は土地を含んだ変電・充電設備などに係る固定資産税の課税標準を 3 分の 1 とする特例措置を新設 (3) その他 項ずれに伴う規定の整備。 3 施行期日 令和 5 年 7 月 1 日	市民生活 部 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者
25	議案第 52 号	大竹市火災予防条例の一部改正について (消防本部消防課)	1 改正の理由 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が令和 5 年 2 月 2 1 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。 2 改正の主な内容 (1) 第 1 1 条の 2 関係（急速充電設備に関する事項） 急速充電設備の定義について、急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの。）」とし、全出力の上限を撤廃 (2) 第 2 3 条関係（喫煙等に関する事項） 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととする。 3 施行期日 公布の日。ただし、急速充電設備に関する事項については、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行	消 防 長
26	議案第 53 号	財産の取得について 〔水槽付消防ポンプ自動車〕 (建設部監理課)	1 要旨 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるもの。 2 財産について 1 財産の表示 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 2 納入場所 大竹市消防本部（大竹市立戸一丁目 2 番 1 0 号） 3 契約方式 一般競争入札 4 取得価格 8 0，8 5 0，0 0 0 円 5 相手方 広島県大竹市北栄 5 番 9 号 株式会社三葉ポンプ S F 大竹 6 納入期限 令和 6 年 3 月 3 1 日	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者				
27	議案第 54 号	令和 5 年度大竹市一般会計補正予算 (第 2 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1 6 0, 4 4 0 千円 (詳細は次頁 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 1 6, 2 0 0, 5 9 2 千円 2 地方債の補正 ○追加 <table><tr><td>起債の目的</td><td>限度額</td></tr><tr><td>公共土木施設災害復旧事業</td><td>35, 300 千円</td></tr></table>	起債の目的	限度額	公共土木施設災害復旧事業	35, 300 千円	副 市 長
起債の目的	限度額							
公共土木施設災害復旧事業	35, 300 千円							

補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	説明	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	地域活動促進事業	5,400	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金 (一般コミュニティ)	5,400	
	戸籍住民基本台帳事務	4,435	14 国庫支出金	マイナポイント事業費国庫補助金	4,435	
3 民生費	生活保護事務	638	14 国庫支出金	生活困窮者自立支援事業等国庫補助金	319	
4 衛生費	新型コロナウイルスワクチン 予防接種推進事業	87,911	14 国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種対策費 国庫負担金	54,333	
			14 国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費国庫補助金	33,578	
11 災害復旧費	道路災害復旧事業	62,056	14 国庫支出金	道路災害復旧事業費国庫補助金	26,680	
			21 市債	道路橋りょう災害復旧事業債	35,300	
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	395	対応する歳 入のない歳 出に充当
合 計		160,440	合 計		160,440	

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																														
28	議案第 55 号	令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） （上下水道局業務課）	1 業務の予定量の補正 国庫交付金事業 8 0 1, 7 7 0 千円を 8 5 1, 7 7 0 千円に改める。 2 資本的収入の予定額の補正 ○補正予定額 5 0, 0 0 0 千円 ○予算総額 1, 1 0 8, 0 8 3 千円 【内訳】資本的収入 企業債 5 0, 0 0 0 千円 3 資本的支出の予定額の補正 ○補正予定額 5 0, 0 0 0 千円 ○予算総額 1, 2 8 7, 7 7 5 千円 【内訳】資本的支出 建設改良費 5 0, 0 0 0 千円 4 継続費の補正 （1） 変更 <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>補正前</th><th>補正後</th></tr><tr><td rowspan="4">小方排水区雨水函渠整備工事</td><td>総額</td><td>256,738 千円</td><td>306,738 千円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>210,000 千円</td><td>210,000 千円</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>6,738 千円</td><td>6,738 千円</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>40,000 千円</td><td>90,000 千円</td></tr><tr><td rowspan="4">大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務</td><td>総額</td><td>406,000 千円</td><td>597,000 千円</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>73,000 千円</td><td>73,000 千円</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>333,000 千円</td><td>333,000 千円</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>0 千円</td><td>191,000 千円</td></tr></table> 5 企業債の補正 企業債の限度額 4 9 0, 6 0 0 千円を 5 4 0, 6 0 0 千円に改める。	事業名	区分	補正前	補正後	小方排水区雨水函渠整備工事	総額	256,738 千円	306,738 千円	令和 3 年度	210,000 千円	210,000 千円	令和 4 年度	6,738 千円	6,738 千円	令和 5 年度	40,000 千円	90,000 千円	大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務	総額	406,000 千円	597,000 千円	令和 4 年度	73,000 千円	73,000 千円	令和 5 年度	333,000 千円	333,000 千円	令和 6 年度	0 千円	191,000 千円	上下水道局 長
事業名	区分	補正前	補正後																															
小方排水区雨水函渠整備工事	総額	256,738 千円	306,738 千円																															
	令和 3 年度	210,000 千円	210,000 千円																															
	令和 4 年度	6,738 千円	6,738 千円																															
	令和 5 年度	40,000 千円	90,000 千円																															
大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務	総額	406,000 千円	597,000 千円																															
	令和 4 年度	73,000 千円	73,000 千円																															
	令和 5 年度	333,000 千円	333,000 千円																															
	令和 6 年度	0 千円	191,000 千円																															